

職業安定分科会(第 207 回)	資料 1-1
令和6年6月 21 日	

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱（人材確保等支援助成金の特例措置 関係）

厚生労働省発職 0621 第 1 号

令和 6 年 6 月 21 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 人材確保等支援助成コース助成金として、一に該当する派遣元事業主に対して、二に定める額を支給すること。

一 次のいずれにも該当する派遣元事業主であること。

1 令和六年四月一日以降、労働者派遣法第三十条の四第一項の協定で定めるところによる待遇とされる派遣労働者を雇用する事業主であること。

2 令和七年三月三十一日までの間、1の派遣労働者に適用される令和六年度の賃金制度を整備又は改善する措置を実施した事業主であつて、次のいずれかに該当するものであること。

(一) 令和六年四月一日から改めて新協定（同年五月二十四日以降、1の派遣労働者の賃金が労働者派遣法第三十条の四第一項第二号イに規定する額となるよう、改めて締結した同項の協定をいう。（二）において同じ。）を締結する日までの間における旧協定（改めて締結する前の同項の協定をいう。（二）において同じ。）の定めによる賃金の額と同年五月二十四日における労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（二）において「労働者派遣法施行規則」と

いう。）第二十五条の九に規定する平均的な賃金の額との差額を賃金として支払った事業主であること。

(二) 旧協定の定めによる賃金の額が労働者派遣法第三十条の四第一項第二号イに規定する額である事業主であつて、当該賃金の額と令和六年四月一日における労働者派遣法施行規則第二十五条の九に規定する平均的な賃金の額との差額を勘案し、新協定で定めるところにより1の派遣労働者の賃金を増額し、同日から改めて新協定を締結する日までの間における当該増額分を賃金として支払ったものであること。

二 一に該当する派遣元事業主が雇用する派遣労働者の人数に一万円を乗じて得た額に五万円を加えた額（その額が一の2の措置に要する金額に満たないときは、当該金額）

第二 施行期日等

一 この省令は、公布の日から施行すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。